

子育て短期支援事業について (ショートステイ事業)

1 紋別市子育て短期支援事業について

(1) 子育て短期支援事業とは

子育て短期支援事業は、児童福祉法第6条の3第3項に規定に基づき、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

※児童福祉法抜粋

第6条の3 略

2 略

3 この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

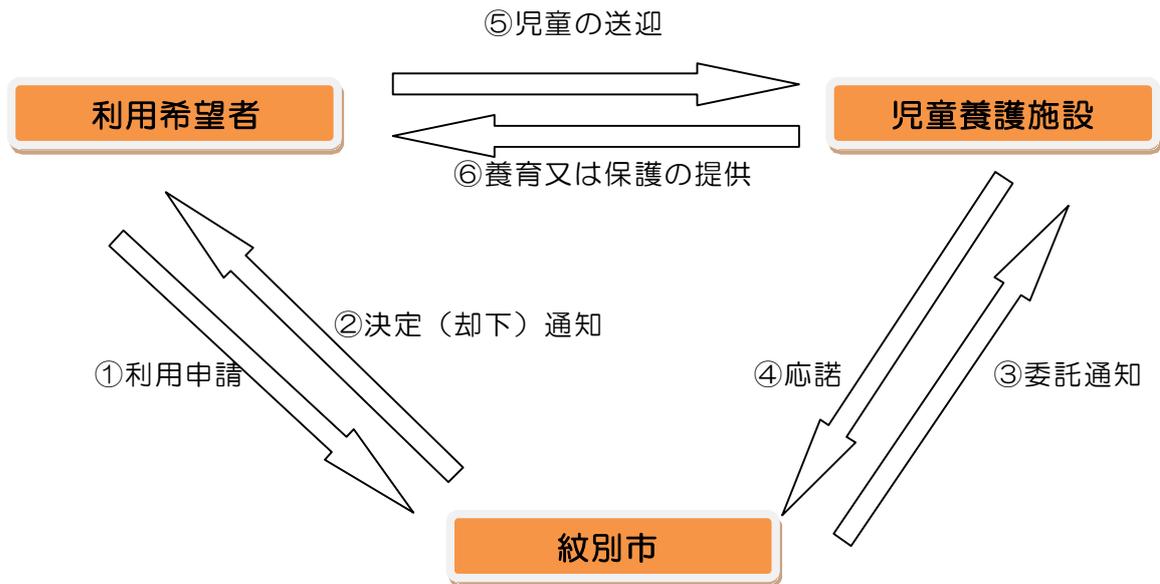
(2) 事業実施の背景

子育て短期支援事業は、紋別市次世代育成支援行動計画（後期計画H22～26）において、今後のニーズの動向等によって検討する事業とし位置づけている。

また、平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法により創設された子ども・子育て支援新制度において、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画（H27～31）に従って実施する地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1事業として位置づけられており、事業計画策定の基礎資料とするために実施したニーズ調査においては、親の疾病や冠婚葬祭、不定期な就労等の際に利用できるサービスの利用意向がみられ、実際の業務においても保護者の入院等の理由で子どもの一定期間の預かりを希望する声もある。

こうした背景から、当市から一番近く、適切に保護することができる児童養護施設(社会福祉法人 北光福祉会 児童養護施設 北光学園(本社遠軽町))と業務提携し、本事業を実施するものとする。

2 子育て短期支援事業の利用の流れ



- ① 利用者希望者が申請書を市へ提出。
- ② 市は利用申請を受けて、利用の決定（却下）を利用希望者に通知。
- ③ 利用希望者への通知と併せて、児童養護施設に委託通知を行う。
- ④ 児童養護施設の応諾を得る。
- ⑤ 利用者希望者は自ら児童を児童養護施設まで送迎。
- ⑥ 原則7日間を限度に、児童を預かり、必要な養育及び保護を行う。

【利用対象者】

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

【利用対象児童】

0歳（6ヶ月程度）から中学校修了前までの児童

【利用の期間】

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

※年度内の利用回数の制限は設けない予定。

3 利用料金について

利用料金については、道内の子育て短期支援事業を実施している他市町村の状況を確認したところ、ほぼ同額であること、受け入れ先として予定している「北光学園」では既に遠軽町と業務委託を交わし、事業を実施しており、遠軽町と同額の料金設定であれば、受け入れ可能とのことであることから、次の料金設定を予定している。

2歳未満時：10,700円/日

2歳以上児：5,500円/日

これらの料金について、各階層別に利用料金の一部を市が負担

項目	世帯区分	市負担額（1日）	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	10,700	0
	市民税非課税世帯	9,600	1,100
	一般世帯	5,350	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	5,500	0
	市民税非課税世帯	4,500	1,000
	一般世帯	2,750	2,750

■周辺自治体の状況

・釧路市

児童養護施設「釧路まりも学園」を受け皿として実施

対象児童の下限は設けていないが、6ヶ月未満によっては里親に委託。

項目	世帯区分	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	一般世帯	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,000
	一般世帯	2,750

※トワイライトステイ（夜間・休日などの一時的な宿泊を伴わない預かり）も実施。

・旭川市

市が委託する「旭川育児院」及び「旭川隣保会トキワの森」を受け皿として実施

項目	世帯区分	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	一般世帯	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,000
	一般世帯	2,750

・稚内市

市が委託する「里親等」を受け皿として実施。

0歳から小学校修了前までの児童

項目	世帯区分	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	一般世帯	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,000
	一般世帯	2,750

・遠軽町

町が委託する「北光学園」を受け皿として実施。

0歳から中学校修了前までの児童

平成22年4月より事業開始

項目	世帯区分	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	0
	町民税非課税世帯	1,100
	一般世帯	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	0
	町民税非課税世帯	1,000
	一般世帯	2,750

※利用児童の施設等までの送迎は原則、利用保護者が行う。（全自治体共通）

■利用見込み数

ニーズ調査では年間延べ2件の利用意向があったが、有事の際の緊急的な預かりに加え、育児疲れ等も利用事由となることから、紋別市では年間延べ15件程度の利用を見込む。

【参考】

年間利用数

遠軽町：4～5名程度

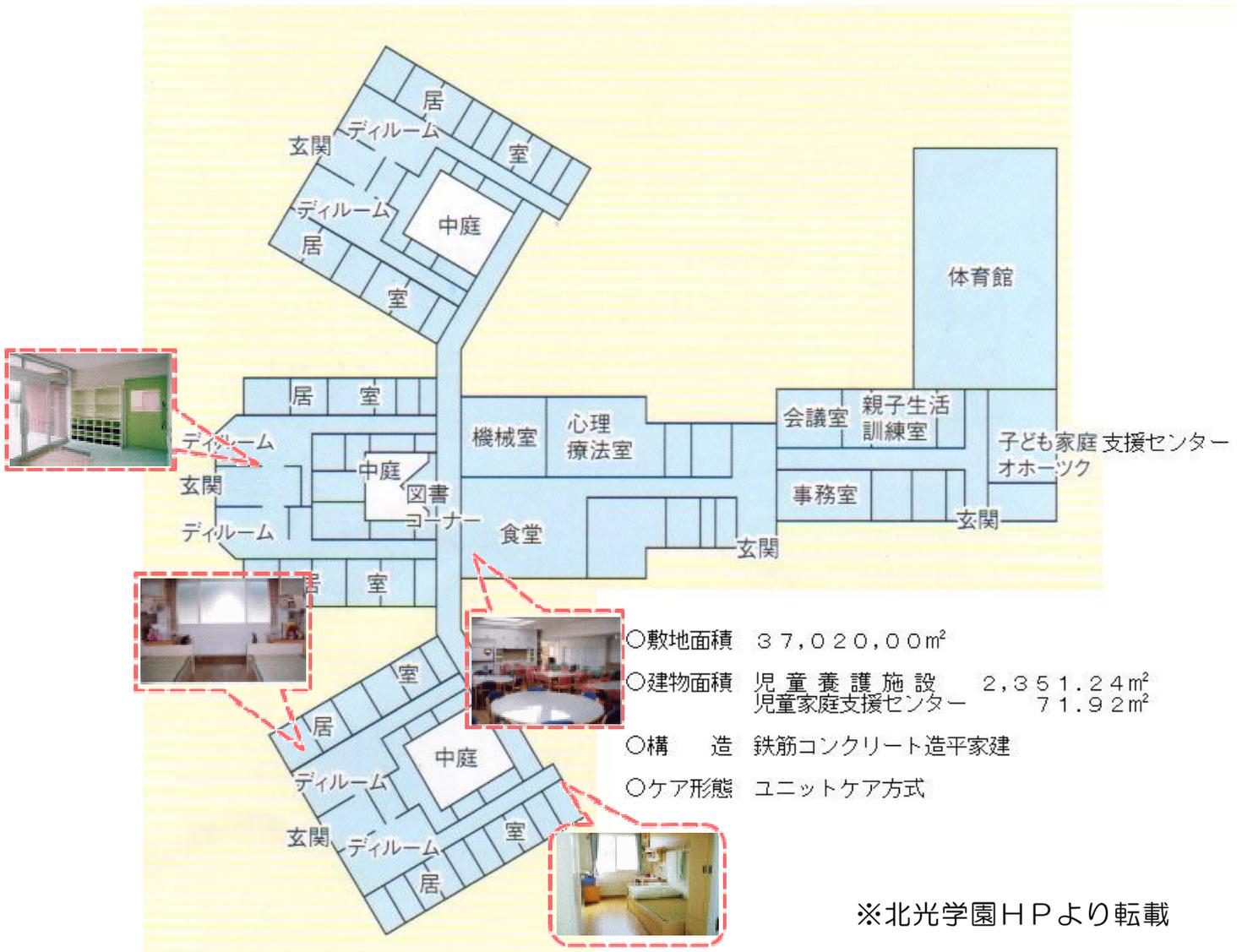
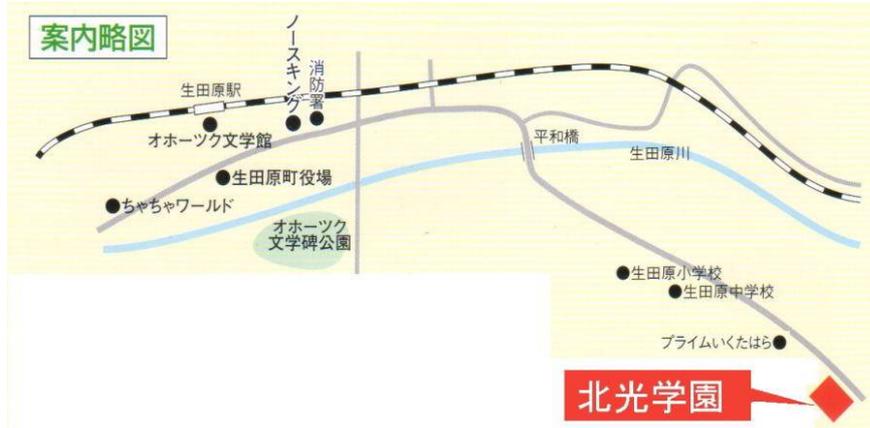
釧路市：10～15名程度

【参考】北光学園について

社会福祉法人 北光福祉会
 児童養護施設 北光学園

〒099-0702

北海道紋別郡遠軽町生田原伊吹46番地の3
 ※児童福祉法第41条に基づく児童養護施設



※北光学園HPより転載